

満州警備

昭和13年

9月24日 十五時五十分、第十一師団、同留守部隊編成並満州派遣のため臨時編成を下令せらる。編成第一日は九月二十五日とす。

10月2日 歩兵第十二聯隊通信隊・衛生隊編成完結。
十四時より聯隊長の軍装検査並訓示あり。陸軍省整備局長、視察あり。
職員表、別紙の如し。

3日 出動に方り師団長、左の通り訓示せらる。

訓示

再ヒ出動ノ大命ヲ拝ス真ニ無上ノ光榮ナリ今春帰還以來団下各部隊ハ既ニ此事アルヲ予期シ日夜訓練ニ精進シ今ヤ戦力充實シテ必勝ノ信念牢固タルモノアルハ正ニ偉トスルニ足ル師団ハ出動後国境線上間一髪頂上重畳待機ノ隣邦軍ト対陣スヘシ然レトモ満州国内随所匪賊ト遭遇スヘキニ稽ヘ之力対策亦怠ルヘカラス而シテ対支聖戦ハ将ニ最高潮ニ達セントスルトキ東欧ノ形勢遽ニ切迫シ来リ師団ノ今后ノ行動ハ其ノ意義愈々深キヲ加ヘントス団下將兵須ク自重目愛益々戦力ノ向上ニ努カシ一触以テ堅陣ヲ突破シ疾風枯葉ヲ捲クノ戦果ヲ挙げ得ヘキ準備ニ違算ナキヲ期スヘシ

昭和13年10月2日

第十一師団長 渡 久雄

旅団長の訓示左の如し、

訓示

旅団ハ今次事変ニ再会シ曩ニ中支戦線ニ出動シテ武徳ヲ振ヒ聖戦ノ緒戦ニ功業ヲ樹立シ近々再度ノ征途ニ上ラントス
顧フニ凡百ノ困難ヲ克服シテ日夜訓練ノ精到ニ邁進シタル將兵ノ努力ハ将ニ酬ラレントス武人ノ本懐之ニ過クルモノナカラン此ノ秋ニ方リ將兵ハ須ク過去ニ於ケル聯隊ノ赫々タル戦績ヲ念トシ寤寐ノ間聖戦ヲ奉唱シテ克己自省シ以テ武徳ヲ發揮シ絶エス武技戦法ヲ練磨シテ常勝ノ自信ヲ体得シ以テ武威ノ振作ヲ期セサルヘカラス
抑モ皇軍ノ精強ハ武徳ヲ基調トナスヘキモノニシテ用兵ハ皇道宣布ノ一手段タルニ過キス若シ夫レ皇軍ニシテ武威ノミニ墮シ武徳ヲ失シテ皇軍タルノ実ヲ冒瀆スルカ如キ所業アランカ當ニ今次再度ノ出動ヲシテ聖旨ニ副ハサルノミナラス先人ノ功業ヲ汚ス大ナリト謂フヘシ況ヤ我旅団ハ予想敵国軍ト一触即発ノ態勢ニアリテ速カニ皇道宣布ノ聯邦ヲ育成シテ其ノ治安ヲ確立シ其ノ開發ヲ促進シ以テ有事ノ日戦争遂行ヲ容易ナラシムルト共ニ国境築城地帯ノ突破爾后ノ機動作戦ニ精練ヲ累加シ戦争並作戰準備ノ完整ニ精進スルヲ要スルコトヲ意識シテ有徳ニシテ有武ナル軍隊トシテ内ハ国軍ノ師表トナリ外ハ内外人ノ信頼ヲ得ル如ク上下相戒メ懈怠ナカルヘカラス

右訓示スルト共ニ師団長訓示並參謀長指示ノ徹底ヲ期スル目的ヲ以テ本職ノ体験

ヲ陳述シテ將兵行動ノ準備ニ資ス

昭和13年10月2日

歩兵第十旅団長 田尻 利雄

聯隊長訓示左の通り

訓 示

茲ニ大命ヲ奉シ任ヲ閩外ニ負ヒ光輝燦然タル軍旗ノ下ニ諸士ト共ニ国軍第一線ニ立ツコトヲ得タルハ武人ノ本懐家門ノ光榮ニシテ感激ニ堪エサルトコロナリ

惟フニ聯隊ハ曩ニ中支方面ニ出動シテ暴支膺懲ノ大任ニツキ赫々タル武勲ヲ樹テ皇威ヲ中外ニ宣揚セリ爾來衛戍地ニ帰還シテ兵氣ヲ養フコト正ニ半歳此ノ間營々トシテ爾后ノ行動ヲ準備シ実戦ノ体験ヲ基調トシテ刻苦精励名実共ニ猛訓練ニ邁進シ今ヤ成果挙リ精強無比世界何レノ国軍ト雖モ一指ヲモ触レシメサルノ堅キ信念ト実カトヲ培養シ得タリ是レ蓋シ今日アルヲ期待セルカタメナリソレ百年兵ヲ養フハ一朝有事ノ日ニ備ヘンカ為ニシテ今ヤ帝国八国ヲ挙ケテ聖戦ニ従事シ正ニ国家ノ存亡ヲ賭シ奮闘中ニシテ又滿州国接壤隣邦国トハ真ニ一觸即発ノ危機ヲ朶シツトアリ此ノ秋ニ方リ任ヲ閩外ニ負フ聯隊ノ重責之ヨリ大ナルハナシサレハ此ノ機会ニ於テ諸士ハ一段ノ覚悟ヲ以テ愈々奮励其ノ本分ニ邁進シ平時訓練ノ成果ヲ最大限ニ発揚シ一死以テ上聖明ニ對シ奉リ下国民ノ期待ニ副ハンコトヲ期セサルヘカラス

而シテ出動ニ際シテノ覚悟其ノ他ノ諸注意ニ関シテハ諸士既ニ十分ノ用意アルヘク諸上官ヨリモ亦夫々教示セラレアルコトヲ信スルモ尚重要ナル事項ニ関シ敢テ重複ヲ願ス左ニ之ヲ開示シテ今后ノ指針ヲ示シメントス

- 一、赫々タル武勲ト先輩ノ血ヲ以テ彩ラレタル名譽アル軍旗ト聯隊ノ歴史ヲシテ愈々其ノ光彩ヲ發揮セシムルコトニ死カヲ尽スヘシ
- 一、衆心一致軍旗ノ下ニ鉄石ノ團結ヲ結成シ如何ナル堅墨鉄壁ヲモ疾風迅雷粉碎セサレハ息マサルヘシ
- 一、軍紀ヲ厳正ニシ敬礼ヲ尽シ命令ノ実行ヲ迅速確實ナラシムヘシ
- 一、死ハ毫毛ヨリ輕シト心得大敵タリトモ怖レス小敵タリトモ侮ラサルヲ要ス
- 一、戦闘ノ勝敗ハ常ニ最后ノ五分間ニ決ス各員均シク堅忍不拔有ユル困難ヲ克服シテ以テ最后ノ榮冠ヲ得ルコトニ遺憾ナカラシムヘシ苦シキトキハ敵ハ尚以上ノ苦シミアルヲ思フヘシ

以上ハ単ニ直接戦闘上ノミナラス一般ノ勤務ハ勿論輸送行軍宿營警戒及訓練演習ニ彼此皆然リトス之ヲ要スルニ今次ノ聖戦ハ真ニ悠久ナルヘキ前途ハ我大和民族發展ノ基礎ヲ確立スルモノニシテ此ノ千載一遇ノ好機ニ際会シ其ノ礎石タルヘキ讚岐健児ノ責任ト名譽トヲ自覺シ以テ其ノ名ヲ後世ニ遺シ苟モ悔ナキヲ要ス

右訓示ス

昭和13年10月2日

歩兵第12聯隊長 西山 福太郎

- 10月5日 聯隊は坂出港出発（銀洋丸にて輸送指揮官西山大佐）
- 7日 二四〇〇釜山着。
- 10日 鮮満国境通過。
- 11日 錦県到着。輸送間將兵の志氣旺盛なり、此の日錦州北大營に入る。
- 14日 聯隊長、内務巡視。
- 24日 昭和十二年七月入隊初年兵第一期検閲並召集兵査閲を実施す。
- 31日 帥団長、初度巡視並隨時検閲を実施す。
- 11月6日 左記命令を旅団より受領（0900、北大營）
- 一、密山陣地守備隊ヲ編成セシメラル
 - 二、歩兵第十二聯隊長ハ山田少佐ノ指揮スル大隊ヲ以テ編成シ速ニ密山派遣準備ヲ完了スヘシ但シ歩兵一中隊ヲ先遣セシメラヽ筈
 - 三、該部隊牡丹江通過ノ時ヲ以テ貴官ノ指揮ヲ脱シ第三軍司令官ノ直轄トス山砲兵第八中隊工兵將校以下二十名ヲ配屬セシメラルヽ筈
- 右の旅団命令を受領后、直ちに聯隊命令を出す。
- 22日 第三軍司令官の隷下に入る。本日より密山移駐の準備に入る。
- 29日 師団命令、
- 一、師団ハ密山地方ニ移駐シ該方面ノ防衛ニ任セントス
 - 二、各中隊ハ左記計画ニ依リ移駐ヲ開始スヘシ
- 30日
- 一、歩兵少佐山田友一、十二月一日出発し、三日新京関東軍司令部、四日牡丹江第三軍司令部に出張したる後、密山陣地に向ひ先行すべし。
 - 二、歩兵少尉宮西竹一、主計少尉獅々友卯三郎、十二月二日出発し、密山陣地に先行すべし。
- 5日 第三大隊（第十二中隊欠）・聯隊砲中隊は本日〇七二〇錦県発、密山に向ふ。第二大隊（第七中隊欠）一一〇〇錦県発。密山に向ふ。
- 6日 聯隊本部・第一大隊は〇七二〇錦県発、密山に向ふ。
- 9日 〇七二〇密山着。爾後各部隊の配置左の如し、
- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 聯隊本部・第一大隊・第十一中隊 | |
| 歩兵砲中隊・通信隊 | 西密山兵營に位置。 |
| 第二大隊 | 密山陣地守備隊として第三軍司令官に隷屬し廟嶺に位置す。 |
| 第三大隊（第十・第十一〔中〕隊欠） | 三梭通に位置す。 |
| 第十中隊 | 二人班に位置す。 |

昭和14年度

- 1月1日 第一中隊舎前に於て遥拝式を行ふ。
2日 師団長渡久雄閣下、一〇四〇官邸に於て卒去せらる。
4日 勅諭奉読式を行ふ。
5日 故渡中将閣下の告別式を官邸に於て施行さる。
3月2日 〇九〇〇より応急派兵の演習を実施す。
自三月三日至三月七日 西密山地方に於て師団仮設国境地帯演習を実施す。
3月28日 聯隊長村上大佐、着任せらる。
6月8日 本日より地名を東安省密山県東安と改称す。
28日 「ノモンハン」附近に於ける外蒙軍は、十七日以来再び蠢動しあり。又沿海州方面の「ソ」聯は満州に対し謀略を企図しあるものゝ如く、之が為關東軍は有力なる空陸部隊を以て「ノモンハン」方面の敵を膺懲するに決せり。
第五軍は平時防衛を強化し、隨時戦時防衛の実施に轉移し得る如く準備をなす。
30日 「ノモンハン」方面に於ては、我が航空部隊は敵航空部隊に対し、連日に亘り多大の損害を与へつゝあり。
7月2日 本日一〇五〇「イマン」上空を戦闘機六、飛行す。之が為、聯隊は防空設備を益々強化す。
16日 二一・一〇、第十一師団は応急派兵を令せらる。
第三大隊長は速に第十中隊の主力を以て二六八高地を占領せしむべし。爾余の第三大隊は速かに応急派兵準備すると共に、特に国境守備隊及陣地守備隊との連絡を密にせり。
応急派兵当時の職員表別紙（略）の如し。
17日 〇九〇〇より聯隊長、軍装検査を実施す。
右の如く準備すと雖も当分の間出勤せず待機し、平時の如く訓練を実施す。
自八月一日至八月三日 第二期中隊教練を実施す。（除堤・山田部隊）
8月4日 将校一般に「ノモンハン」事件に関する講話聴講せり（於いて河田部隊、講師辻参謀）
8月12日 帥団湿地総合訓練に聯隊長以下参加す。
近時当面の敵、「ノモンハン」事件の余波を受け、逐次増加の徴あり。又敵機数次越境するところあり。更に又戦車二百五十「アゲエフ」兵舎に集結し、爾後夜暗を利用し移動せり。之が為、師団は左記作戦命令を下達せり。

第十一師団命令

- 一、東安防衛管区（旧東安防衛地区）ハ八月十一日十八時、警戒警報を解除セラル
- 二、各部隊ハ外燈ハ可成消燈シ屋内燈ハ随時警戒管制ニ移リ得ルノ準備ニアルヘシ
- 三、東西防衛区隊長ハ善師作命甲第二十七号第三項ノ 3 ニ依ル橋梁防空部隊ヲ十二日十八時以降撤去スヘシ

第十一師団長 内藤 正一

歩兵第十二聯隊命令

- 一、各隊ハ警戒警報解除及警戒管制準備ニ関シテハ別紙善師作命甲第三二号ニ依ルヘシ
- 二、官舎巡察ハ十三日以降中止ス
- 三、余ハ西東安ニ在リ

歩兵第十二聯隊長 村上 宗治

8月18日 左記作戦命令を下達す、

丸聯作命第七号 歩兵第十二聯隊命令

- 一、野戦陣地構築ヲ中止セラル
- 二、堤部隊ハ丸聯作命第二号第三項ニ依ル大頂子山附近ノ工事ハ別命アル迄中止シ本来ノ訓練ニ邁進スヘシ
- 三、余ハ西東安ニ在リ

歩兵第十二聯隊長 村上 宗治

22日 左記作戦命令を下達す、

- 一、師団防衛部署一部ノ変更ニ伴ヒ二人班西方二六八高地ノ守備ハ小松崎部隊ノ一小隊ト交代セシメラル
- 二、堤部隊長ハ速カニ右交代ニ関シ準備ヲナシ八月二十五日篠田隊ヲ原駐地ニ復歸セシムヘシ
- 三、守備轉移ノ時期ハ堤部隊長ニ於テ小松崎部隊長ト協議決定スヘシ
- 四、交代終了后砲兵部隊ノ配属ヲ解除セラル
- 五、余ハ西東安ニ在リ

歩兵第十二聯隊長 村上 宗治

8月26日 左記命令を下達す、

- 一、速射砲中隊ハ速ニ出發準備ヲ整ヘ別示スル所ニ至リ第二師団歩兵一旅団長ノ指揮下ニ入ルヘシ
- 二、編成装備ニ関シテハ八月二十六日善師作命甲第三四号ニ依ルノ外聯隊動員計画ニ拠ルヘシ

三、輸送ニ関シテハ第十一師団參謀長ノ指示ニ依ルヘシ

輸送指揮官歩兵第四十三聯隊歩兵中尉吉田一郎

四、省略

五、余ハ西東安ニ在リ

歩兵第十二聯隊長 村上 宗治

9月9日 第六十五回軍旗拝受紀念祝典を催す。

当日の聯隊長の式辞左の如し

式 辞

恭シク惟ミルニ明治八年畏クモ宮中ニ於テ我聯隊ニ軍旗ヲ親授セラレ給ヒテ茲ニ六十有五年爾來我等先輩ハ克ク優渥ナル聖旨ヲ奉シ献身殉國以テ皇軍ノ威武ヲ發揚セリ

彼ノ日清日露ノ大役ヲ始メトシ近クハ上海事變乃至今次事變ニ至ル間外征外駐蹕ニ七度或ハ屢々南滿ノ曠野ニ血河ヲ作りテ帝國ノ社稷ヲ安ンシ或ハ西邊利亞ノ皚雪ヲ碧血ニ染メテ妖魔ヲ払ヒ或ハ再度長江河畔ニ屍山ヲ築キテ暴支ヲ膺懲シ聯隊ノ令名ハ天下ニ普ク軍旗ノ威徳ハ愈々高シ彼ノ光榮アル大孤山ノ奮戦ハ勃海灣頭ノ月ト共ニ万世ニ輝キ月浦鎮附近ノ血戦ハ江南ノ梅花ト共ニ永久ニ薰ルヘシ

翻テ思フニ我聯隊ハ客歲思ヒヨ紫金山下ニ留メツト一度故山ニ見タルモ戦塵ヲ洗ハシ暇タニアラス再ヒ陣容ヲ新ニシ軍旗ヲ異域ノ大陸ニ進メヌ

今我等力駐スル地ハ之元我父祖代々ノ發展目標タリシ処ニシテ九千万同胞ノ念頭ヨリ夢寐タニ去ラサリシ地タルト共ニ又以テ帝國国防安危ノ繫ル処タリ嘗テハ緑林風ニ狂ヒシ曠野ニ今建設ノ槌音高ク赤魔ノ兇刃ニ戦キシ寒地ニ漸ク文化ノ花咲ク斯クテ大陸ノ辺境ニ皇化伸張シ國境ノ守リハ愈々堅シ豈皇國三千年來ノ快事ト謂フヘシ

而シテ一度頭ヲ彼ノ連山ニ轉センカ連綿タル鉄壁ハ以テ指呼シ得ヘク妖雲徒ラニ山嶺ニ漂ヒ嵐將ニ到ラントスルニ似タリ雷神一度怒ランカ我等ハ此ノ赫々ノ軍旗ヲ奉シ疾風迅雷彼ノ鉄壁ヲ蹂躪し興凱湖畔赤魔ノ碧血以テ掩ハントス豈男子一生ノ快事ナラスヤ今皇國未曾有ノ難局ニ直面ス日支事變ハ既ニ長期戦ニ入り外邦ノ彈圧ハ益々強烈ナリ

然リト雖モ是迅クニ九千万同胞ノ予期セシ処ニシテ我既ニ不動ノ成算ト鉄石ノ團結アリ何ソ恐ル処アランヤ

況ヤ上ニ御英邁ノ聖天子坐シ御稜威愈々高キニ於テオヤ勝利ノ榮光ハ常ニ存ス断シテ時艱ヲ制シ軍人ノ本分ヲ尽シ以テ皇國百年ノ平和ノ礎石タラサルヘカラス且ニ武ヲ練リタニ聖訓ヲ誦シ命令一下鉄石ノ團結ヲ以テ地障ヲ制シ堅壘ヲ踏破シ以テ赫々ノ伝統ト榮譽ニ映ユル軍旗ノ下ニ一死報國ヲ期スルアルノミ諸子豈思ハサルヘケンヤ

茲ニ渡滿第一回、軍旗拝受紀念日ヲ迎へ彼方ニ宿敵ノ山河ヲ眺メツト式典ヲ挙クルニ

方り感慨切々勇心勃々軫々報國ノ丹心脈管ニ躍ルヲ禁シ得ス敢テ更メテ我等力覚悟
ヲ軍旗ニ誓フ所以ナリ諸子夫之ヲ諒セヨ

昭和十四年九月九日

歩兵第十二聯隊長 村上 宗治

自九月十一日至九月十三日 密山東方柳毛河附近に於て大隊教練の檢閲を施行す（除
第二大隊）

自九月十五日至九月二十七日 特殊演習將校教育及特種訓練を実施す（聯隊・師団・
軍）

17日 作命に依り、聯隊は二六八高地の陣地構築の作業の促進を命ぜられ、堤
部隊は九月二十七日より約八日間約八〇名の兵力を以て作業に任ずべ
き作命を下達せり。

9月22日 左記の通り作命を下達す、

- 一、聯隊八年度歩兵第十二聯隊兵要地誌調査計画ニ基キ作戦路ノ調査ヲ実施
セントス
- 二、第一大隊長ハ隸下各隊ヲシテ別紙ニ示ス如ク調査隊ヲ編成シ調査ヲ実施
セシムヘシ
- 三、細部ハ別ニ示ス

村上大佐

25日 左記師団作戦命令を受領せり、

- 一、「ノモンハン」事件現地停戦交渉ハ順調ニ進捗シツヽアリ全滿州ノ防空
及ヒ之ニ伴フ警備ハ解除セラレタリ軍ハ概ネ事件前ノ態勢ニ復歸シ東
安防衛地区ノ防衛ニ任ス師団ノ応急派兵並ニ第三第四国境守備隊及ヒ
陣地守備隊ノ非常警備ハ解カル師団隸下部隊ニシテ第六軍司令官ノ指
揮下ニ入レル
部隊ハ逐次原駐地区又ハ編成地ニ歸還セシメラル該部隊ハ海拉爾又ハ
阿爾山出發ノ時ヲ以テ原所屬ニ復歸シ其ノ原駐地又ハ編成地歸還ト共
ニ応急派兵又ハ臨時編成ヲ解除セラル
第六獨立守備隊ハ東安防衛地区内ノ鉄道守備及ヒ林口区ノ防衛ニ任シ
天城部隊ハ騎兵第三旅団（騎兵第二十四聯隊欠）ノ原駐地歸還迄宝清区
ノ防衛ヲ代行騎兵第二十四聯隊ハ依然現任務ヲ続行スル筈
- 二、師団（密山陣地守備隊欠）ハ概ネ事件前ノ態勢ニ復歸シ依然作戦準備ノ
完成ニ邁進スルト共ニ別紙ノ部隊ヲ併セ指揮シ饒穆区ノ防衛ニ任セン
トス
- 三、隸下各部隊ハ速ニ事件前ノ態勢ニ復歸シ作戦準備ノ完成ニ邁進スヘシ但
シ歩兵第四十三聯隊長ハ通化鎮派遣部隊ヲシテ依然現任務ヲ遂行セシ
ムヘシ

- 四、黒岩田尻両少将ハ前項ノ外善師作命甲第七号ニ依ル防衛ヲ担任スヘシ中代部隊トノ平戦時警備部隊ノ交代ハ二十六日十七時トス
- 五、第三第四国境守備隊及ヒ密山陣地守備隊ハ其ノ担任区域内ノ防衛ニ任スヘシ
- 六、防衛区内憲兵分隊長ハ所在地防衛担任部隊長ト協カシ防衛上ノ保安ニ任スヘシ
- 七、今後ニ於ケル国境附近ノ実力行使ハ国境監視隊又ハ巡察等ニシテ真ニ自己ノ自衛上已ムヲ得サル場合並ニ越境飛行機ニ対スル対空射撃ノ外ハ総テ其ノ都度師団命令ニ依ルヘシ
実力行使ニ際シテハ特ニ迅速ニ報告スヘシハ、細部ニ関シテハ參謀長ヲシテ指示セシム

第十一師団長 内藤 正一

善師作命ニ基ク指示

- 一、「ノモンハン」事件ハ茲ニ解決シ師団ハ概ネ事件前ノ平時状態ニ復歸スルモ各部隊ハ此ノ際事件ニ依リテ得タル自他ノ教訓ヲ基調トシ一般教育練成ノ向上ヲ期シ以テ真ニ精強ナル作戰威カヲ充実スルヲ要ス
- 二、師団命令第七項実力行使制限ノ件ハ全般ノ情勢並ニ一意作戰威カノ充実に邁進スル趣旨上今後極力国境紛争事件ヲ防止スルヲ要シ之力為平時防衛ニ復歸後ニ於テモ関東軍国境紛争処理要綱ニ拘ラス実力行使ハ総テ関東軍命令ニ依ル如ク定メラル從テ各部隊ハ能ク叙上ノ趣旨ヲ將兵ニ徹底シ嚴ニ紛争ノ導因トナルヘキ行動ヲナスヘカラス国境線ノ認定ニ就テハ近く指示スヘキモ苟モ彼我ノ繫争又ハ帰屬不明瞭ナル国境地帯ニハ出入スヘカラス
- 三、浮説ノ是正取締ニ就テ今次事件戦況ノ実相ニ就テハ別ニ口達スルモ最近臆測乃至ハ誇大ナル悲觀の言説ヲナスモノアリ各部隊ハ之力取締リヲ嚴重ニスルト共ニ適時之ヲ是正シ特ニ近く「ノモンハン」方面ヨリ帰還スル部隊將兵ノ言動通信ニ就キ充分注意シ以テ皇軍威信ノ保持ニ遺憾ナキヲ要ス此ノ際特ニ我力長所ヲ益々明スルト共ニ蘇軍ノ弱点ヲ指摘シ必勝ノ信念ヲ修養スル如ク留意スルヲ要ス
- 四、今次事件ニ依ル応急派兵非常戦備ソノ他ニ就キ各部隊ニ於テ得タル教訓ハ之力今後ノ教育訓練出動準備等ニ利用具現スルト共ニ将来ノ改善事項其ノ他所要ノ件ヲ十月五日迄ニ師団ニ報告セラレ度
- 五、応急派兵解除ニ関スル細部ニ就テハ近く師団ヨリ交付スル規定ニ依ル

第十一師団參謀長 田上 八郎

9月26日 善師作命に基き左記丸聯作命を下達す、

歩兵第十二聯隊命令九月二十六日 西東安

- 一、一般ノ状況及軍ノ企図善師作命甲第三六号ノ如シ
師団ノ応急派兵ハ九月二十六日解除セラル
- 二、聯隊ハ速ニ応急派兵前ノ態勢ニ復歸シ作戰準備ノ完成ニ邁進セントス
- 三、各隊ハ速ニ応急派兵前ノ態勢ニ復スヘシ
- 四、森隊ハ本二十六日一七〇〇西倉庫衛兵ヲ中代部隊ト交代スヘシ
- 五、応派解除ニ伴フ細部ノ事項ニ関シテハ追テ指示ス
- 六、堤部隊長ハ參謀長指示事項ヲ將校以下全員ニ漏レナク徹底セシムヘシ
- 七、応派解除ニ伴フ部隊内ノ人員轉換ハ二十八日朝食后トス
- 八、予ハ西東安ニ在リ

歩兵第十二聯隊長 村上 宗治

下達法 印刷交付

11月5日 近く聯隊は虎林県宝東に移駐する旨内達せらる。又之に關聯して左の通り丸聯作命を發令す。

歩兵第十二聯隊命令 十一月五日 西東安

- 一、師団ハ虎林駐屯地ノ防衛設備ヲ強化ス
- 二、聯隊ハ別紙兵カヲ虎林ニ差出シヲ命セラル
- 三、佐々木正夫中尉ハ該中隊ヲ率ヒ十一月七日出發虎林ニ到リ歩兵第四十三聯隊長ノ指揮ニ入ルヘシ
- 四、輸送給養等細部ニ関シテハ副官ヲシテ指示セシム
- 五、予ハ西東安ニ在リ

歩兵第十二聯隊長 村上 宗治

下達法 印刷交付 表省略ス

11月15日 本日左記丸聯作命を下達す、

歩兵第十二聯隊命令十一月十五日一一〇〇 西東安

- 一、軍ハ第二十四師団ノ移駐ニ伴ヒ兵团配置並ニ部署ノ一部ヲ變更ス防衛上饒河県及ヒ虎林県ヲ饒虎区林口県及ヒ密山県ヲ林密区トス
帥団ハ十二月末迄ニ虎林附近ニ移駐シテ饒虎区ノ防衛ニ任スルト共ニ本然ノ訓練ニ精進ス
- 二、聯隊ハ第二大隊ヲ欠キ宝東ニ移駐シ担任ノ防衛並ニ防衛ノ諸準備ニ任セントス
- 三、各隊ハ（省略）輸送ヲ実施スヘシ
輸送開始ハ十二月十一日ト予定スルモ確定後更ニ指示ス細部ハ輸送計画ニ依ル
- 四、平山大尉ハ左記先發隊ヲ指揮シ輸送実施十日前東安發列車ニテ移駐地ニ前行シ設営ニ任スヘシ

左 記

各本部各隊毎ニ將校以下十五名

小川軍医大尉及ヒ諸井堤部隊ヨリ軍医各一

五、綾中尉ハ左記後発隊ヲ指揮シ速カニ残務ヲ整理シタル後追及スヘシ

左 記

各本部各隊下士官一兵一

細部ハ別ニ示ス

六、各隊ノ移駐特ニ国境警備ノ交代ニ際シテハ防衛上並ニ防諜ニ関シ厳ニ注意シ遺憾ナキヲ期スヘシ

七、監視隊ノ交代並ニ防衛上ノ責任轉換ニ関シテ別命ス

八、新駐屯地勤務ニ関シテハ別命スル迄現行規定ヲ現地ノ実状ニ既〔即〕
応スル如ク実行スヘシ

九、細部ニ関シテハ別冊移駐ニ関スル規定ニ拠ルヘシ

十、余ハ第一次輸送部隊ト共ニ宝東ニ到ル

歩兵第十二聯隊長 村上 宗治